

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」を策定しました

川崎市では、多文化共生社会を実現するための施策を進めるとともに、川崎市人権施策推進基本計画においても「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」を基本理念の一つに掲げ、差別や偏見のない社会の実現に向けて取り組んできました。

このような中で、ヘイトスピーチによる市民の被害を防止するため、市が所管する公的施設において、ヘイトスピーチが行われぬよう対処する必要があることから、このたび、パブリックコメント手続を実施の上、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」を策定しました。なお、施行日については、策定・公表の日から起算して6月を超えない範囲内を予定しています。

1 ガイドラインの名称

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見募集期間

平成29年6月20日（火）～平成29年7月19日（水）

(2) 意見数

922通（2,053件）

3 配布資料

(1) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン

(2) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について

お問い合わせ

川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室 外国人市民施策担当 小川

電話 044-200-2369

FAX 044-200-3914